

(様式 1 - 1)

平成 2 4 年 1 月 3 1 日

内閣総理大臣 殿

岩手県知事 達増 拓也 印

岩泉町長 伊達 勝身 印

復興交付金事業計画の提出について

東日本大震災特別区域法第 78 条第 1 項の規定に基づき、復興交付金事業計画
を提出します。

復興交付金事業計画

計画名称 岩泉町復興交付金事業計画
計画策定主体 岩手県・岩泉町
計画期間 平成 23 年度～平成 27 年度
計画区域 岩泉町小本地域、岩泉地域 ※計画区域、区域の現況及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。
計画区域における震災による被害の状況 <p>岩手県岩泉町小本地区は平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、震度 4 を記録し、小本、中野、茂師、小成地区に津波が襲来しました。この津波により 11 人の尊い命が奪われました。建物被害は 387 棟で、うち住宅の被害は、全壊が 177 棟、大規模半壊 10 棟、半壊 10 棟、一部損壊 5 棟、合計 202 棟にものぼり、被災住宅の再建が重要課題となっています。これと同時に、役場小本支所、小本生活改善センターといった公共施設及び現地災害対策の拠点となる施設、そして地域コミュニティの拠点となる地区が津波被害を受けたことから、津波浸水区域外への移転が必要となります。</p> <p>漁業施設や港湾施設も壊滅的な被害を受けており、地域の主産業である漁業の再開にはこれらの施設の早急な復旧が必要とされています。また、津波により田畑も大きな被害を受けていることから農業施設を整備するなど、農業の復興も必要とされています。</p> <p>さらには、地域内の教育施設である小本保育園が大規模半壊、小本小学校は床上浸水、小本中学校は校舎が一部損壊し、プールが大規模損壊していることから、津波浸水区域外への移転など、安全対策が必要となります。</p> <p>小本地区の人口流出を食い止めるため、町の中心部の岩泉地区と就業状況から密接な関わりを持っているため、岩泉町の復興には岩泉地区を含めた復興が必要となる。</p>

震災の被害からの復興に関する目標

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた小本地区の産業、雇用を回復させ、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指し、「心はひとつ いのちの海に 未来を拓く岩泉」をキヤッチコピーに以下の目標を掲げる。

(1) 災害に強い安全、安心なまちづくり

壊滅的な被害を受けた地区については、その一部を浸水区域外へ移転するとともに、2線堤の整備、避難路、避難場所の確保を行い、多重防災機能を備えた、災害に強い居住地の再建を行います。

(2) 地場産業の再生・復興

被害を受けた漁港航路を早期に確保し、漁業の本格的復旧・復興に向け、漁港や堤防、岩壁、荷さばき施設、さらには水産加工施設、市場等の整備を行い、漁業の再生・復興を実現していきます。

(3) 教育、文化の振興

小学校、中学校、保育所は津波浸水区域外への移転を行うとともに、小本支所、集会施設、郷土芸能の伝承を行う交流施設等の配置を目的とした、複合施設の建設を行い、地域医療を含め教育、文化の振興を行います。

これらの取組を通じて、岩泉町の人口及び観光客入込数を回復させる。

対象事業の詳細 様式1-2、1-3、1-4、1-5

基金設置の有無・基金設置の時期

(基金設置主体：岩泉町) / 無 ()
(基金設置の時期：H23年度)

※該当を○で囲んで下さい

復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 別紙※

※特定市町村又は特定都道府県が独自に、域内の復興に関する構想、そのために必要となる施策等を取りまとめた文書を作成している場合には、その文書を添付してください。